

2025 年 期 第 4 回 課題研究 テーマ (東京)

37 班～45 班

テーマ	「リースに関する会計基準（企業会計基準第 34 号）」等（以下、「リースに関する会計基準等」という。）が 2025 年 4 月 23 日に公表され、原則として 2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されることとなるが、これに関連して以下を論じなさい。 ① 従前の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第 13 号）」等が改訂された背景を簡潔に述べなさい。 ② 「リースに関する会計基準等」の適用が、ステークホルダー（財務諸表利用者／作成者及び監査人のそれぞれ）に与えるメリットとデメリットについて、あなたの考えを述べなさい。 ③ あなたは現在、従来日本基準で連結財務諸表を作成・開示するクライアント企業の監査を担当する者であると仮定して、クライアントが「リースに関する会計基準等」の適用初年度から大きな混乱なく決算を行うために監査人としての指導的機能を発揮する上で留意すべき事項について、あなたの考えを述べなさい。
-----	---